

「専門分野とジャーナリズムの視点」

高岡 滋 様

お忙しい中、講義をして頂き、ありがとうございました。

私は山梨県で県職員をしており、現在は児童相談所の児童福祉司として勤務しています。元々は精神科病院などの勤務を経て、保健所の精神保健福祉相談員を長く勤め、精神保健福祉を専門としております。先生のお話を聴きながら、私は国際医療福祉大学の出身のため、大谷藤郎先生が深く関わったハンセン病と精神科病院への強制入院も、水俣病と同じような構図、展開が見られると感じました。

以下、精神科病院の強制入院を取り上げると、日本は、諸外国に比べ、数多くの精神科病院を有しています。他診療科に比べ、少ない職員人数を許した精神科特例に始まり、本人の意思に反した入院形態が作られ、人権を制限するのに比べ、簡易な方法による入院が一定の割合で未だに認められています。精神科医療は、医療法ではなく、精神保健福祉法という個別の法律で対応され、一般科とは区別されています。

2022年、日本は障害者権利条約を批准しており、批准後の審査を受ける必要があり、審査の際に強制入院の制度に対する厳しい評価を心配した厚労省は精神保健福祉法の改正に向けた動きを始め、検討会を設置し、強制入院の要件を厳しくしようとしました。ところが、それに精神科病院協会が反発し、検討会の構成員ではない精神科病院協会の会長が話をする時間が急遽、検討会内に設けられ、結果として最初に出された案がうやむやになるという事態がありました。検討会に参加された大学病院の先生方も、大学を退職後に民間精神科病院の院長などに転職されることを考えてか、声を挙げず、社会的入院の解消を目的に作られ、権利擁護を職務にしているはずの精神保健福祉士の職能団体の会長もそれに反応した動きを見せることはありませんでした。

現在、国を相手に、強制入院をされた当事者を原告にした国賠訴訟が行われていますが、訴訟を応援している人たちは、現役を退いた専門職が多く、現役の時に応援せず、なぜ月日が経過した今なのかと問われるように感じます。また、国賠訴訟について、2025年7月10日に東京高裁の判決が出ており、原告の訴えは棄却されています。

治療法の確立がなされない中で、現時点の理解の範囲内で分かったつもりになり、それによって枠組みを作り、それを維持していくことで、そこの中だけで通用する世界を構築する。先生のお話を聴きながら、そこを崩していくためにも、疫学を始め、起こっている状況に関するデータを集め、根拠を示していく、データに基づかないものについては、その不備、不作為を明らかにしていくことの重要性を改めて感じました。

また、専門知識を有していく、それがなければそれを有する人の話を聴く、そして、自分なりの根拠をもった上で、調べ、明らかにしていく、ジャーナリズムの視点を学んだように思いました。本日はありがとうございました。